

令和4年第4回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 4 年第 4 回初山別村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和 4 年 1 2 月 1 3 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 4 年 1 2 月 1 3 日 午前 1 0 時 5 分宣告
応 召 議 員	1 番 高場志津子 2 番 三谷 博子 3 番 斉藤 勝博 4 番 加藤 一裕 5 番 山本 康男 6 番 長谷川幸廣 7 番 鎌田 健治 8 番 木村 健一
不 応 召 議 員	なし
出 席 議 員	応召議員と同じ
欠 席 議 員	なし
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 宇野 要 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 長 寺崎 廣輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	1 番 高場 志津子 2 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

村 長 議 会 招 集 挨 拶

議長 木村健一 君

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和４年、最後の定例議会となりましたが、第４回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

師走を迎え、本年も残す所２０日程となりました。議員の皆様方には、年末を控え何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は依然として周期的な拡大を繰り返しております。基本的な感染防止対策はもはや暮らしの一部として考え、粘り強い励行により、なんとかこの難局を乗り越えて参りたいと考えます。

一方、国においては打撃が大きい社会・経済活動の立て直しを柱に、直面する様々な課題にしっかりと向き合い、政策を実行に移し、結果を出すことで国民の付託に応えるよう願うものであります。

このような中、２０２３年度の予算編成に向けた各省庁の折衝が山場を迎えておりますが、増加し続ける社会保障費を抑制しつつ、人口減少対策や国土の強靱化問題や地方再生など、社会背景の変化に適切に対応した政策の実現実行に資する予算となるよう、切望するものであります。

さて、本日の定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め１３件を上程致しております。単行議案８件に加え、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費等の追加及び予算執行残の整理等を致したく補正をお願い致しております。

それぞれの案件につきましては、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

何分よろしくお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は８名で定足数に達しておりますので、令和４年第４回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番高場志津子君、2番三谷博子君、両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。

議会運営委員長 三谷博子 君

ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。

議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る12月2日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。協議の結果、案件を勘案し会期を本日から12月14日までの2日間とすることにいたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から12月14日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの2日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。大井事務局長。

事務局長 大井英世 君

第4回初山別村議会定例会諸般の報告。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長 木村健一 君

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和4年第4回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。

1 令和4年度各会計予算現況のうち、(1)一般会計であります。当初予算額23億1,000万円に対し、今回補正額を含め26億5,045万3千円といたしております。当初予算に対しまして、金額で3億4,045万3千円、率にして14.7%の伸びとなっております。

補正は今回を含め8回行っており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農漁業及び商工業に係る経営継続支援事業、肥料・飼料価格高騰緊急対策支援事業、地域経済応援事業、岬センター Wi-Fi 環境整備事業、水道使用料軽減事業、学校給食等負担軽減事業などを。交付金事業のほかには、岬センタートイレ改修修繕料、同センター温泉棟真空ヒーター交換購入、栄第1・第2間線土砂災害防止対策工事請負費、天文台改修工事請負費、測量調査・実施設計委託業務を含めた公共土木災害復旧事業などを追加しております。

今回提案の補正予算につきましては、歳出では、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1,060万円、岬センター管理運営委託料1,055万円、退職手当組合負担金精算納付金1,556万8千円などを追加しているほか、庁舎サーバー等機器使用料763万3千円、冬野菜栽培技術等確立推進事業補助金750万円などを減額しております。

歳入では、既に本算定による普通交付税額が決定していること、また、天文台改修事業に係る一定の財源確保が可能となったことから、財源調整により、公共施設等整備基金繰入金の全額7,300万円、財政調整基金繰入金2,676万4千円を減額いたすものであります。

このほか詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げます。

次に(2)国民健康保険特別会計であります。当初予算額2億6,000万円に対し、今回

の補正を含め、現行予算額 2 億 6, 2 0 4 万 9 千円、差引 2 0 4 万 9 千円、率にして 0.8 % の増となっております。この主な要因は、前年度繰越金の増額、国民健康保険税の減額等であります。

(3) 介護保険特別会計であります。当初予算額 1 億 9, 0 2 0 万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額 1 億 9, 7 2 0 万円 7 千円、差引 7 0 0 万 7 千円、率にして 3.7 % の増となっております。この主な要因は、介護サービス給付費、国庫負担金等返還金の増額等であります。

(4) 後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額 2, 1 3 0 万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額 2, 1 8 9 万 9 千円、差引 5 9 万 9 千円、率にして 2.8 % の増となっております。この主な要因は、後期高齢者医療保険料の増額、一般会計繰入金の減額等であります。

(5) 簡易水道事業特別会計であります。当初予算額 1 億 4, 4 5 0 万円に対し、今回補正により、現行予算額は 1 億 6, 8 3 9 万 1 千円で、差引 2, 3 8 9 万 1 千円、率にして 16.5 % の増となっております。この主な要因は、8 月 8 日発生の豪雨災害に伴う 簡易水道施設災害復旧工事請負費の増などであります。

(6) 農業集落排水事業特別会計であります。当初予算額 1 億 3 8 0 万円に対し、今回補正により、現行予算額は 1 億 5 3 5 万 1 千円で、差引 1 5 5 万 1 千円、率にして 1.5 % の増となっております。この主な要因は、原油価格高騰に伴う、燃料費、光熱水費の増などであります。

2 の農業及び漁業生産状況について申し上げます。

① 水稲、畑作の生産状況であります。1 1 月 3 0 日現在の米の生産量は 2 万 9, 4 7 4 俵、生産額は 3 億 3, 3 3 6 万 1 千円であり、対前年比は、生産量で 97.7 %、生産額で 95.1 %、出荷数量に対する 1 等米比率は 1 0 0 % であります。小麦の生産量は 1, 2 7 8 トン、生産額は 4, 5 3 0 万 1 千円であり、対前年比は生産量で 1 1 5.7 %、生産額で 1 1 6.2 % であります。水稲、畑作合計の生産額は、3 億 9, 7 4 0 万 2 千円で、対前年比 9 8 % であります。

② 畜産の生産状況であります。1 0 月末現在で申し上げます。生産額の合計は、3 億 4, 8 3 9 万 4 千円で、対前年比 1 0 0.6 % であります。生乳については、乳価の上昇により前年を上回りましたが、肉牛・素牛については、個体販売価格の下落が激しく、前年を下回っております。

次に、③ 漁業生産状況であります。1 1 月 3 0 日現在の水揚げの合計は、数量 1, 1 1 0.1 トン、金額は、6 億 3, 3 8 8 万円で、対前年比は、数量で 1 4 3.9 %、金額で 1 6 4 % あります。主力魚種の「たこ」は、数量は前年並みで、金額は魚価増により、対前年比 1 4 5.9 % あります。「ほたて稚貝」においては、昨年の不漁から平年並に回復したところでありま

すが、「なまこ」については、魚価の低迷により、金額で、対前年比 87.9%と落ち込みました。一方、昨年は、やや不漁であった「さけ」は、全道的に豊漁となり昨年に比べ、数量で 232.4%と大きく増加し、金額では 3 億 2 千万円を超え 過去最高の水揚げとなっております。全体では、「さけ」や「たこ」の豊漁により数量、金額とも前年を大きく上回っておりますが、主力魚種の「なまこ」をはじめ、魚価が低迷している魚種もあることから、今後の水揚げ並びに魚価の回復・安定を切に願っているところであります。

3 の岬センター等の利用状況について申し上げます。

①岬センター利用状況であります。利用者合計が 3 万 9,094 人、対前年比 3,298 人の増、率にして 109.2%であります。

②有料公園施設につきましては、利用者合計が 2,914 人、対前年比 119 人の減、率にして 96.1%であります。

③道の駅につきましては、利用者合計は 1 万 3,857 人で、対前年比 924 人の増、率にして 107.1%であります。

④農林水産物直売所につきましては、利用者合計が 4,367 人で、対前年比 582 人の増、率にして 115.4%であります。

⑤オートキャンプ場につきましては、合計利用件数は 2,367 件で、対前年比 349 件の減、率にして 87.2%、利用者数は 5,676 人で、対前年比 623 人の減、率にして 90.1%であります。

次に、4 の令和 4 年度建設工事等の発注状況について申し上げます。

(1) 11 月 30 日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済 6 件で、8,560 万 2 千円、発注率 52%、建築工事は、発注済 4 件で、4,081 万円、発注率 100%であります。土木・建築工事の計では、発注済 10 件で 1 億 2,641 万 2 千円、発注率は、61.5%であります。委託業務は、発注済 16 件で 6,898 万 5 千円、発注率は 100%であります。

(2) 水道・農業集落排水工事につきましては、すべて水道工事で、発注済 1 件で、157 万 3 千円、発注率は、10.9%であります。委託業務は、発注済 3 件、2,241 万 5 千円、発注率は、100%であります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで行政報告は終わりました。

日程第5 一般質問

議長 木村健一君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

順番に発言を許します。4番加藤一裕君。

4番 加藤一裕 君

マイナンバーカードの普及策に対する村としての今後の取組みについて質問します。

マイナンバーカードの交付は、2016年1月より始まり約7年が経ちます。当村においては、10月末現在48.4%の取得率となっているところであります。当初は、個人情報漏洩や利便性等に不安を抱え、取得率が低迷していました。しかし、最近になり徐々に上昇傾向になっております。現在国の普及策として、健康保険証や運転免許証と一本化、買い物に使えるポイント付与、コンビニで住民票や印鑑証明書発行、オンライン取引やチケット転売防止対策での利活用等の方策を打ち出しております。特に健康保険証について国は、2024年秋には今の保険証の廃止の方針を打ち出しており、住民のマイナンバーカード取得について、早急な対応が必要と考えるが、村として今後、カード取得の「加速化」に向けてどの様に取り組むのか、村長の考えを伺います。

村長 宮本憲幸君

議長。

議長 木村健一君

村長。

村長 宮本憲幸君

加藤議員ご質問の「マイナンバーカードの普及策に対する今後の取組みについて」についてお答えします。初めにマイナンバー制度についてですが、平成27年10月から全国民に個人番号、いわゆるマイナンバーの指定が始まりました。翌、平成28年1月から行政手続きにおけるマイナンバーの利用が開始され、このマイナンバーは社会保障・税・災害対策などの分野で、複数の機関に存在する個人情報、同一であることを確認するために活用されるもので、公平かつ公正な社会を実現するための重要な社会基盤となるものであります。マイナンバーカードを取得

いたしますと、身分証明書としての利用や行政手続きのオンライン申請等が可能となるなど、暮らしの利便性の向上と行政の効率化が図られることとなります。また、令和3年10月からは健康保険証としての利用が可能となっているところで、過去の投薬履歴が確認できるお薬手帳の機能や、オンライン確定申告では、医療費控除を受けるための煩雑な入力省けるなど、利便性が向上しているところです。マイナンバーカードの11月30日現在の交付状況についてですが、全国交付率53.9%、全道交付率52.2%、本村交付率53.1%となっているところです。便利となる反面、取得が進まない理由として、「カード取得することにメリットや必要性を感じていないこと」、「申請及び取得手続きの手間」などがあげられ、特に「個人情報の漏えい」への不安感・不信感が大きいのではないかと思います。

このマイナンバー制度における個人情報の管理は、特定の機関が保有する中央の共通データベース等に、各行政機関等が保有する個人情報を集約し一元的に管理する「一元管理」の方法ではなく、個人情報はそれぞれの行政機関等が保有し、ほかの機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法で定められているものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の方法がとられているところです。

例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当に関する情報は市町村に、年金に関する情報は年金事務所にと云うように、従来どおり各機関において分散して管理を行うため、芋づる式に個人情報が「漏れる」「抜き出される」など漏えいすることはできない仕組みとなっております。こうした厳重な情報管理のもと、マイナンバーカードのより一層の申請促進に向けて、国においては現在、本年12月末日まで申請し、キャッシュレス決済サービスを登録、利用することで最大5千円分のポイントが還元され、さらに健康保険証、公金受取口座の紐付けをすることにより併せて最大2万円分のポイントが付与されるマイナポイント事業を展開しているところです。

議員質問の「マイナンバーカード取得の加速化に向けて村の取り組みの考えについて」ですが、マイナンバーカードを持っていないことで、村民に不利益が生じないように努めていかなければならないとも考えているところですが、村としては当然にマイナンバーカード取得について推進していきたいと考えております。その中で村民がマイナンバーカードに対する疑問、不安に感じることにについては、しっかりと丁寧に説明を重ねていくことも重要であり、解消されることにより取得率も上昇していくのではないかと思います。

普及促進に向けては、現在も担当窓口において、無料の写真撮影からオンライン申請までを行っており、マイナンバーカード交付後の相談等の対応についても行っているところで、これらについても継続実施していくことで考えております。今後、全村民のマイナンバーカード取得を目

指し、申請窓口の夜間・休日開設、村健診や各種集会・イベント時などに臨時申請窓口の開設、役場まで申請に来ることができない方には各戸まで出張申請などマイナンバーカードを取得しやすい環境整備と取得に向けた支援について検討を進めることといたします。

国が目指す「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のため、安心・安全で利便性の高いデジタル社会のマイナンバーカード普及に努めて行きたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

4 番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番加藤一裕君。

4 番 加藤一裕 君

今現在、色々と住民に対してサポート等をしているところでありますが、特に、健康保険証との一本化は2021年10月から運用が始まり、村においては丁度一年後のこの10月に村診療所にシステムが導入、設置されております。設置したということは、必要性を重視したと思われます。また、歯科診療所にも導入予定と聞いております。この間、必要性を考えた中で取得率アップに向けた取り組みはできなかったのか、今現在コロナ禍等で住民が集うイベントは激減しています。このような現状の中で多くの住民が会したのはコロナワクチンの接種会場であります。接種後の出口付近で、マイナンバーカードのコーナーを設け、普及活動がなされたらと思った次第であります。村長はどのようなお考えか伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

今、国の方で国民健康保険証との関係でマイナンバーカードに一気に舵を切ること自体が皆さんに取って本当にどうなのかという話が出ています。国レベルでもこういった話しが出ています。担当の大臣等は、やはりカード制度は是非進めたいと言う立ち位置にあるわけですがけれども、そんな中で国民の皆さんがなぜスタート時点でマイナンバーカード制度に入っていけなかったか考えると、私は、やはり情報漏洩あるいは、紐付きの問題が国民の皆さんに理解されなかった事が一つだと思います。安全で安心、自分の未来のために必要なんだと言う共通理解が得られなく進

まなかったんではないか。特に日本においては、消えた年金問題、実際起こった良くない事例がありましたので、そんなことを含めて国民の皆様には理解出来なかったのではないかな。

ただ政府も安全性について情報提供されるようになりまして、こうこういったわけだから大丈夫ですということが、随分最近はわかってきているなと感じています。

村としても、交付をさらに拡大する為のチャンスは、今までも加藤議員が言われるように大いにあったわけですが、そんな中で少しでも高めていきたい。

これから安全性が保たれる、あるいは紐付きのところで問題がなければ、村民の皆さんも理解いただけると思うので、あらゆる場所、あらゆる手段を使ってこの普及に努めて行きたい。結果として、そのことが国民の皆さん、村民の皆さんの、人口減少時代にある行政推進の役割として幸せになるのであれば、それは非常に意味のあるものですから、安全性というところを十分に考えながら、これからも普及に努めていきたいと思っております。

4 番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番加藤一裕君。

4 番 加藤一裕 君

先ほどの答弁の中にもありましたが、ポイントについてであります。現在、マイナンバーカードにおかれましては、健康保険証及び公金受取口座の紐付けがされております。これら最大二万ポイントが付与されます。申請者にとっては支援策同様の価値があります。生活、経済支援としても取得率アップへのサポートが必要かと考えますが、どうお考えですか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

マイナポイント等の制度につきまして、一定程度の効果がきつとあると思います。安全性が確保されることによってそれが潤沢に動いていけば、それは価値のあることだと思いますので、そのことを含めて、村としても情報提供、拡大に向けた対応をしていきたい。

4 番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番加藤一裕君。

4 番 加藤一裕 君

ポイント付与は 12 月末までの取得申請者が対象です。期間が無いのが現状でございますが、やれることから各種対応して欲しい。

次に、マイナンバーカード取得率が交付税算定に反映させる方策案が出されました。マイナンバーカードの取得率に応じて地方交付税算定に差を付ける、またデジタル田園都市国家構想推進交付金については、住民のマイナンバーカード取得率が全国平均以上でなければ受給を申請できないこととなっています。交付金は村としての貴重な財源であります。予算確保のためにも国の方針など、情報収集を怠らず、早めに動き、常日頃からの準備が必要と考えます。また、広くカードが普及した後の便利な社会がイメージできるように、住民にとってのメリットや利便性を示し、その価値をしっかりと伝えることが取得率アップばかりでなく、役所の印象を変える役割もあるかと思います。その点についてどう考えますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

加藤議員のお話、私もその通りだと思います。ただこのマイナンバーカードの普及率を地方交付税の配分に反映させるという考え方は、私は、間違っていると思います。

政府の、少しでも早くマイナンバーカードを普及させたいという方法は確かだと思いますけれども、それを本来地方の固有財源である交付税の算定に組み込むということは完全に間違っている方法だと、とある国会議員の先生にもお伝えさせて頂きました。やはり正しいことは正しいし、間違っていることは国であっても私は見つめていきたい。しかしながら最終的にそのことが交付税の配分、あるいはデジタル構想のところの交付金に影響がするのであれば、最終的に村民の皆さんの利益にならないということにはやっぱりできませんので、なぜその普及しなかったのかを国に訴えながら、本来のデジタル社会というものが国民の皆さんや、村民の皆さんに本当に必要なのかとそういうところをしっかりと訴えつつ、これからもアンテナを高くしてどのような情勢になったらどうなるのか深く考えて対応していきたいと思います。

4 番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番 加藤裕一君。

4 番 加藤一裕 君

今、村長からカードの早期取得において前向きな回答がありました。いずれにしても、村の住民の皆様の不利益にならないように対応して欲しいと思います。

以上で質問終わります。

議長 木村健一 君

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 50 分 再開 午前 11 時 10 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

自主防災組織への支援について村長に伺います。

村は、平成 30 年から「自治会自主防災組織支援交付金交付要綱」を新設し、町内会、自治会に自主防災組織設立を促進してきました。今年度中には、村長の強い要望でありました全地域に揃うようであります。設立時には各世帯が「防災グッズ（避難セット）」をいただき、既に配布されている「防災地図」もあり、村民の防災意識も高まっているように思われます。

折しも 10 月 21 日、議会総務経済常任委員会では「未来をつくる防災対策」の為、先進地高知県黒潮町で行政視察研修会を行ってきました。人口 1 万人、高齢化率 45.3% の黒潮町は、東日本大震災の翌年、予想される津波が 34.4m 国内最大級であると発表されて以来「被害者ゼロ」を目指して様々な対策を行ってきました。研修内容をふまえ、小規模自治体でも出来るソフト面での対応について、自主防災組織とはいえ、現段階では情報、ノウハウ、スキルを有する行政が共に関わり、リードし、支援してゆく事で主体性のある組織へと向上し、「安心して住み続けられる村づくり」に寄与すると思われます。

次の 3 点について、村長に伺います。

①地域ふれあい担当職員による支援について、黒潮町では、全職員による、各地区の防災担当制を導入することにより、防災対策が短期間で大きく進捗したそうです。本村でも地域ふれあい担当職員が配置されておりますので、各自主防災組織内で懇談会やワークショップを主導されて

はいかかでしょうか。その事により、今後必要となってくる地区防災計画・戸別避難カルテ・避難所運営マニュアル作成や様々な状況を想定した訓練の実施等、組織の充実、強化が図られるのではないのでしょうか。

②自主防災組織連絡協議会設立への支援について、どの地域に住んでいても同じ様な対策が保たれるようにするには、組織同士の情報交換や連携が必要です。自治会長にこだわらず、担当者を選出していただき、行政が事務局を担う事で連絡協議会設立への働きかけをしてみたいかかでしょうか。

③戸別防災品の分散化について、防災グッズ（避難セット）は配布された年度により違いがあるようだが、いざという時にあの重いバックを背負い、他に貴重品や着替えを持つの移動は、中高年女性には無理である。中身を見ると避難所でしか使わない物が多い。それらをそれぞれの指定避難所に置く事により、防災バックに余裕ができ、他の必需品を入れ、備える事ができます。黒潮町では避難場所に世帯毎の備蓄品を置いています。都市部と違い人口千人の本村には21カ所の指定避難所があります。希望する方への分散化は可能と思われます。

出来る所から始めても良いのではないのでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

高場議員の「自主防災組織への支援について」のご質問にお答えします。

1点目の「地域ふれあい担当職員による支援について」ですが、地域防災力の充実強化に当たりましては、その中核となる消防団の充実強化だけではなく、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識に基づき、コミュニティにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であります。

自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制を確立し、防災用資機材の備蓄等を進めていくことが必要であり、地域の防災意識の高揚を図る上で、自主防災組織の育成強化を図ることが一層重要であると考えています。今後、自主防災組織の育成強化を図る上で、平常時における自主防災組織内での懇談会や意識啓発、地域課題の洗い出し、課題に対する対策の検討などを話し合うワークショップなどが開催される際には、防災担当である企画振興室を始め、地域ふ

れあい担当職員がそれぞれの地域に積極的に関わることで、住民・職員双方の防災意識の高揚が期待できることから、職員の体制づくりを含め検討してまいりたいと考えます。

2点目の「自主防災組織連絡協議会設立への支援について」ですが、自主防災組織として、初めに各町内会・自治会に行っていただきたいことは、懇談会やワークショップの開催を通じて、災害発生から避難行動までの一連の流れを町内全体で話し合い、認識していただくことであり、村からも積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えます。

ご質問にあります連絡協議会の設立につきましては、それらのことがある程度整ったところで、改めて町内会・自治会に意向の確認を行い、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、職員が町内会・自治会との話し合いに積極的に関わることで、そこから得られる様々な課題や意見等を持ち帰り、情報を職員全体で共有し合いながら、その他の町内会・自治会にフィードバックしていくことで、同様の効果が得られるものと考えております。まずは、自主防災組織からの要請に適切に対応できるよう、職員全体の防災に関するスキルの向上について、一層努めてまいりたいと考えます。

3点目の「戸別防災品の分散化について」ですが、自治会自主防災組織支援交付金により自主防災組織の設立時に配布しております防災グッズにつきましては、それぞれの町内会・自治会の中で検討され、購入されていることから、自主防災組織により防災グッズの内容にも若干の違いがあり、その取扱いにつきましても、個人に帰属するものとして扱っているところや、町内会・自治会に帰属するものとして取り扱っているところもあることから、運用方法については、町内会・自治会の自主的な判断により行っているところと聞いています。その中で、ご自宅ではなく、避難所に置いておく方が良いと判断されるような備蓄品がありましたら、皆さんで話し合いながら、柔軟に対応していただきたいと思います。また、水や食料など、消費期限があるものは、時期を見計らって消費していただき、個人で補充していただくこととなりますが、期限を過ぎた水についても、災害時には身体を拭く水やトイレを流す水として活用できることがありますので、そういった事も含めて、話し合うきっかけを持っていただき、災害に備える準備を整えていただきたいと思います。

小さな自治体の中で、防災力を高めていくためには、自助・共助・公助それぞれがレベルアップしていくことが重要であり、今後とも自主防災組織と行政が連携を図り、安全・安心な村づくりに努めてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

それでは再質問させていただきます。

宮本村政 4 年 4 期間で村の行政体制も充実をして参りました。でも今、住民の皆さんは全国のいろいろな自然災害を目にして、一番もし自分の身近なところで起きたらどういう風に対処したら良いのかということが、非常に不安に思っているんじゃないかと思っています。私たち議会の方で黒潮町へ研修に行って参りまして、やはり小規模の自治体でももっとも住民のためにできることがあるのではないかと、強く感じながら帰ってきたところであります。

それで、いつも協働の村づくりの中で、行政側としては、どちらかと言うと待ちの姿勢が多かったと思います。住民から働きかけた、お願いしたことに対処してくれるというスタイルが非常に、今の村長の答弁を聞きまして、まだ待ちの姿勢が強いなと感じました。せっかく自主防災組織ができあがりました。でもこの自主防災組織の 17 の自治会、町内会に立ち上がるまでに、まだできていないところもあるけれども来年、今年度には揃うだろうと期待を込めておりますけれども、5 年かかりました。防災に関しても、住民一人一人、自助努力、避難の時に持つ物の自助努力をしているが、共助の部分で、どうやって体制を整えていくかというのが非常に大切なことだと思います。そんな中で自主防災組織でさえ 5 年もかかったのに、この先また自主防災組織の方からの働きかけを待っていたら、非常にまた時間を要するだろうと思います。それでやはり、地域ふれあい担当職員の方もコロナ禍になる以前は、町内会からのいろいろなお祭りの手伝いなど、いろいろな要望がありまして交流が図られていた。コロナによりいろいろな行事も取り止めになる中で、住民と役場職員との接点がだんだん少なくなっている現状であります。そういう時に、今自主防災組織が整ったということは、自主防災組織に行政側が支援していくことで、自主防災対策も進むだろうという希望的観測ですが、地域ふれあい担当制度を、防災に関してその地域ふれあい担当職員に自主的に、主体的に働きかけていけた方が良いと思います。やはり、行政側が待ちの姿勢であっては中々進まないもので、新年度からでもその体制、各自治会にワークショップ、懇談会を開いてくれるところから始められてはいかがなのかと。各自治会から要請して、懇談会やりましょう、ワークショップやりましょう、ということは現状の町内会自治会においては特に会長さんが防災組織の会長になっているので、会長は会長職の他たくさんの役職を兼務している方が多いので、そこまでは手が回らないのが実情だと思います。そういう中で、行政

側から主導してほしいという思いでありますけど、具体的にそのあたり村長、どのように考えますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

防災組織も、うちの村でもここ数年間の中でかなり進みまして、一定程度の戸数をカバーすることができる体制になりました。これは組織が立ち上がったということだけで、その組織が実際に生きていくか、有事の際にはより効果的な活動ができるのかということには、なかなかないという状況だと思っています。せっかく立ち上げていただけたのだから、それらの組織を効果的に活用するという、共助の部分育てる、共助の部分育む。これはやはり公助のところの責任は十分にあると思います。できたからそれでよしということでは全くなくて、しかも今、各自治会、町内会、高齢化の中で通常の町内会活動の面でも大変厳しい中で、加えて、また災害が多い時期になりますので、町内会の方も組織立ち上げてよろしくお願い致します。と、これが本来ですけど、実際、町内会の中で、積極的に切り開いていくということは、かなり重い部分が私はあるのかなと思っています。それで、その自主防災組織をこれから育てていく、本物にしていくということが必要になってくるわけですけども、そんな中で行政としても、それは地域ふれあい担当職員という制度を活用すればいいのか、あるいは黒潮町のように職員全体が各地区に割り振られて、防災というものを行政の役割として、もっともっと重点化するか、担当課のみがそのことを考えるのではなくて、あるいは災害が起きた時に本部として役場組織が動くだけでなく、日常の中でやはりそういった意識を高めるといったことが、私は極めて重要な時期に入ってきていると思います。

近年の、今までも議会の中で防災の問題というのは、かなりご指導いただいておりますので、担当課等だけでなく、職員一人一人がもっともっと防災力を、あるいは防災に対する意識を持たなきゃならないということで、担当以外の職員についても、いま研修会に行ったり、あるいは全体で集まって防災に対するいろいろな勉強をしています。これからの時代に合った、例えば地域ふれあい担当職員にも活用できないかというのも一つの視点として十分ありますけれども、その他にも防災士、そういう有資格者を行政の組織の中で複数育てるという研修にも行っている。そうやって例えば防災士が増えた折りには、町内会の方に出向いて、みなさんどうですかと、どんな

課題がありますかと、そんなことも一つかと思えます。いずれにしても、組織が立ち上がったところがゴールでは全くなくて、これから組織を育てて、全体としての防災力を高めていくということが十分必要だと認識しております。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

私も以前の一般質問で、防災に特化した専任職員が必要ではないかという、提案をさせていただいております。企画振興課が一人増えたようでありますが、村長がおっしゃるように防災の体制を整えてから地域に入るのではなく、そこまで重たく考えなくても、せっかくふれあい担当職員がいるのですから、その担当職員を今年の執行方針でも、効果的な運用を図るということを掲げております。村で皆さんに要請している出前講座、その中で防災の部分に関しては要請してお話しできるようになっていますし、令和3年の9月から村長ふれあいトークと称して住民3人から10人、誰でも要望すれば村長と直接お話しができるような体制も整えてくれています。そしてコロナ禍にめげず、3年目にしてやっと各地域でのお茶の間懇談会も開いてくれるようになりましたので、そういう行政側の体制を整えても、住民側から村長さん来て一緒にお話ししようという、出前講座で防災について、話しが聞きたいんですという、要望が住民の方からここ2、3年で良いのでありましたか。中々住民の主体性がない部分を、村長がどのように考えているかお聞きしたい。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

現実的に、今年しばらく振りで各地域で村づくり懇談会を実施しましたがけれども、少ない参加者ではありましたけれども、防災の問題は随分私としては多かったなという印象を受けました。特に、今年は8月8日に豪雨のことがありましたし、やはり住民の皆さんにとっては、いつ起こるかもしれない災害の問題について、心配しておられるなというのを、私は感じました。そんな中で村の体制は本当に今のままでいいのだろうか。まだまだやらなければならないことも、それ

から地域の皆さんと一緒に考えなければいけないことがあるなと、つくづく思ったところですけども、その中で、村の人口減少あるいは少子化、高齢化がどんどん進む中で、社会の背景、我々のバックが変わってきてますので、それに応じたことを考えていかなければ、どんどんどんどん後退していくことになってしまいます。もっと自主防災組織との連携、あるいは職員の意識も含めてもっともっと育てていくことが必要だと思います。

特に今、日本の国の中では消防力というのは、一定の基準でもって法令に基づいて設置されているんですけども、では防災力はどうなのとなった場合に、非常に優れた対応をしている自治体と、そうではない自治体、そこに安全や安心の格差がということで、これはどうなのという考え方が国の中でも出てきています。やはり火災や消防の問題と同じように、一定程度の防災対応できるような基礎的自治体でなければ、これからは社会の背景のバック上、大変な時代になってくるといって、それは国を当てにしているということは考えていませんが、時代としてはそういう時代ということを認識しておりますので、今までとは違った視点を加えてどうあっていくべきかをつきつめて実践していきたいと思っております。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

公助の部分では、まだまだこれから体制を整えていかなければならないと思いますけれど、住民が共助の部分で、やっと防災組織ができて地域で助け合う、それが望ましい。いざ災害となったら役場職員は地域には来れないという実情もありますので、地域でしっかりと共助の体制を整えておくために、やっと自主防災組織ができましたから、専門職ではなくていいから、地域ふれあい担当職員と、防災に特化したお話し合いを各組織内でできないのかと、そこから始められたらせつかく組織を作った地域住民も、もう少しお互い助け合う意識も生まれるので、是非ふれあい担当員が防災に特化したお話し合いを設けて欲しい。それを行政の方から主導してほしい、とっかかりとしてお願いするところでもありますけれども、その点については、村長はどうお考えですか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

最初の答弁で申し上げたように、地域ふれあい担当職員も効果的に活用するというのは方法としては一つ、十分ありえると思います。ただ、その地域ふれあい担当職員の制度とか要綱というものもありますし、でもそれは要綱は変えればできることですが、それが一つあるということ。また、その方法ではなくて、もっと職員が関われるような方法があるのではないかと、いずれにしても、そのまま自主防災組織をそのままという状態はない。再質問の答弁でも言いましたように、共助を育てるということも、公助としての大きな役割ですから、それを育てるためにはどうあるべきか、それをしっかり深めて、議員が言われるように、新しい仕組みを作るというのは時間が掛かってしまいませつかということもあると思いますけれども、スピード感をもって対応することによって、可能かなと思っております。こういった形が、自主防災組織として育ってくればいいのか、スピード感を持って、深めて考えていければと考えております。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

2 番の、自主防災組織連絡協議会の設立への支援について、お伺いいたします。

本村では、町内会自治会の連合組織も現状では無い状況にあります。平成 28 年のアンケート調査で、「必要ない」または、「どちらかといえば必要ない」という方が 53.4%いらして、その連合組織設立を見送ったという経緯があるようですが、自主防災組織の連絡協議会というのは、今は会長が組織の会長になってますけど、その中で、特に防災関係に関心のある方に代表として出ていただいて、そして組織を作ることによって、どこに住んでいてもある程度一定の対応策、レベルが保たれる、組織同士で情報交換したり交流を深める中で、17 の連合体組織の防災に関する向上が図られるのではないかとということで、でも、組織を作るとなれば事務局体制が必要だから、そこを行政が主導して事務局を担ってもらって、自主防災組織連絡協議会の設立が必要ではないか、という思いです。その自主防災組織を作るのも 5 年かかったということで、せっかくできた自主防災組織がどこの地域に住んでいても、命を守るからです、一定のレベルを皆さんが保ちながら、防災に心がけてくというのが大切だと思うので、これからの課題となると思いますけれども、会長にこだわらず意識のある人が担当として出てきてもらう、連合体組織の必

要性というのは、村長どうお考えですか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

連合体組織についての考え方ですけれども、最初の答弁でも言わせていただきましたけれども、それぞれの自主防災組織が色々な課題、疑問点はあると思います。その中で連合体を作るということは、ある一定の意味が当然あるなと思います。ただ連合体を作ることによって、連合体事務のようなことに追われるというのは、どうなんだろう、いろいろ考える視点はあると思いますけれども、最初の答弁でも言いましたように、これから自主防災組織を育てる動きをしていくという、その中でやはり連合体組織が必要です。あった方が効果的だと判断できれば、それは連合体を作って進むということもありうるのかなと思います。また一方では、連合体組織を作らなくても、作るまでの間でも、例えばその全道、全国の中で相当な自主防災組織ができていますけれども、やはり優良な事例、こんな活動をして、こんな効果を上げていますとか、あるいはこういう問題点を抱えていますといった、そういう情報がありますので、そういう情報を各自主防災組織に情報を流すことによって何かを考えていただく、あるいは職員がいて、こういう問題ありますので、皆さんどうでしょうか、というようなことを具体的に、進めるといったことも、ありうるかなと思っています。

全国に、自主防災組織ができてから相当な、ある一定期間が過ぎているんですよね、ただ、立ち上げはしたけど中々具体的な、効果的な活動ができていないという実態もあるようです。そんな中で効果的な活動、こんなことによって成果を挙げている団体もありますので、そういう情報を、どんどんどんどん組織の方に情報提供をして、違う面からも考えてもらうことも、一つの手だと思っています。連合体そのものは、もちろん否定するわけではありませんけれども、状況を見ながら、効果的、あるいは今後のために必要だとなれば、検討して参りたいと思います。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

私たち議会でも、先進地黒潮町へ行きまして、皆さん職員の熱意、住民の防災に対する思いとか全て一冊の本になった要項を見せていただいたんですけれども、ここまで頑張っているんだと感激して帰って参りました。それで今回の質問にも繋がったんですけれども、いざという時にみんなで助け合う、それをどうしたらいいのかというのが今後の大きな課題だと思いますので、是非対策をよろしくお願い致します。

そして、3番の戸別防災品の分散化についてでありますけれども、私もついこの間防災バックを豊岬北町内会からいただきました。なんもなんも食堂の時に、防災品の展示とかを行って、村長さんもお覧いただいたと思いますが、地域によって違いがありますけれど、現実そこに入っている物は非常に多いということと、そして実際に避難所でしか使わない物、例えば空気で膨らますエアーマットや洗面用具、体を拭くものなどけっこう多かったので、避難所でしか使わない物は指定避難所に置いておくと、いざという時に、防災バッグに余裕ができるので、貴重品なり、着替えを入れストックしておけたら、避難所にすぐ向かえるのではないかと思います。それで今回の質問に繋がったんですが、先ほどの答弁にもありました、そういう意味で希望する人、条件が整った所、例えば豊岬町内会だと会館に置ける場所もあるし、モデルを作っていきたいなと思うんですけれども、そのことに関しては村長ご理解いただけますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

そのことの必要性は、私も同じ認識を持つところです。そして、各地区に防災関係の備品等置くにしても、グッズを置くにしても、わかりやすさが必要だと思います。やはり高齢化時代にありますし、いざ会館に避難した時に、どこに何があるのか、ただダンボールの中に入れて積んであるだけでは、効果的な活用ができないと思いますので、例えば表示をしっかりとるとか、色分けをして、食料関係はこっちという、実践力のある備品の整理の仕方が大事だと思いますし、リュックの中に入っている防災グッズにつきましても、やはり、あれはあれで最初の段階で防災グッズそこそこの町内会で買いましたよと言うのは、一つの意味というか効果がありましたけれども、じゃこれ実際避難する時全部持っていくべきなの、もっと整理の仕方があるんじゃないの、ということはあると思います。そういう意味で、今まで配付された物についても、こういった整理の仕方、こういった効果に持っていかれるかという、これを深めて対応していかなければと認

識しておりますので、この点についても村としてしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

せっかく全戸に頂いた防災バックですから、それを有効活用図れるように、これからも各自主防災組織内での対応の話し合いになると思ひますので、いずれにしても、行政と民間しっかりと力を合せて、そして住民が安心して暮らせる村づくりがますます向上していくように、住民側も努力して参りたいと思ひますので、共助、公助の方もよろしくお願ひするところでござひます。

以上をもちまして、質問を終わります。

議長 木村健一 君

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 52 分 再開 午後 1 時 5 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 2 番三谷博子君。

2 番 三谷博子 君

誰一人取り残されない児童生徒の将来を見据えた学校づくりについて、教育長に伺ひます。

10 月に公開された令和 3 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、昨年度の全国の小・中学校における不登校児童生徒数は 9 年連続で増加し、過去最多となっている。北海道の小・中学校における不登校児童生徒数の推移についても、全国の傾向と同じく増加傾向にあり、過去最多となっている。不登校に関する調査研究協力者会議においても、相談につながりにくい、課題を抱えている児童生徒を、学校・教育委員会において、早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要であることから、今後重点的に実施すべき施策の方向性の一つとして、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保があげられている。

次の 2 点について、教育長の考えを伺う。

①本村教育委員会としても、フリースクール等民間団体のノウハウを活用した、公設民営の教育支援センターの設置等、教育支援センターの支援充実を行う必要があると考えるがどのように考えているか。

②令和4年6月17日現在の情報では、留萌管内に教育支援センターの設置はない。児童生徒一人一人を大切にした教育を推進していくためにも、管内で先立って教育支援センターの設置をしてはどうか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

三谷議員の「誰一人取り残されない児童生徒の将来を見据えた学校づくりについて」、『教育支援センターの設置』と、『留萌管内で先立つ教育支援センター設置による支援の充実』に関する2点のご質問にお答えします。

はじめに、議員もご承知のとおり「教育支援センター」の定義ですが、なんらかの登校障害の発生により所属する小学校及び中学校を長期にわたり欠席となっている児童生徒を対象に、所属する学校とは別の空間で『集団生活への適応』、『情緒の安定』、『基礎学力の補充』及び『基本的生活習慣の改善』について取組み所属学校への復帰に向けた支援を行う公的機関と位置づけられております。この教育支援センターの道内における設置状況ではありますが、本年6月現在で、市町村で設置する教育支援センターは65か所となっているところであります。ご質問にあるとおり、全国的にも全道的にも小中学校における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本村においてもこの増加傾向を真摯に受け止め、本村の教育環境においても多様な教育機会の確保に向け、随時対応できる体制整備が必要であると考え、協議体制の充実を図っている状況であります。

ご質問、1点目の『教育支援センターの設置』についてですが、教育委員会といたしましても、これまで小学校、中学校、各校へ特別支援教育支援員を配置し支援が必要な児童生徒への対応を行ってきたところであり、保護者と学校・教育委員会が児童生徒を取り巻く課題について情報共有し対応しております。近年、児童生徒の登校障害の原因が『いじめ問題』であったり『児童生徒同士や教員との人間関係』などであったりと多様化や複雑化が進んでいることから、普段からの小学校、中学校における問題把握を前提とし『特別支援教育連携協議会』において、関係機関の担当者を交え、児童生徒一人ひとりに関する情報共有及び情報交換を行い支援体制の充実を図っているところであります。

村においても、教育支援センターの設置による支援の充実は重要な役割であると認識しており

ますが、本村の小学校児童41名、中学校生徒19名合わせて60名であり、今後もこの児童生徒数が数年維持されることなど鑑み、一人ひとり、少人数校だからできる対策として、『適応指導が必要となる前段の対策』、『教育支援センターへの通所が必要となる前段の対策』が最優先に取り組むべき課題であると考えており、原因発生の比較的早い段階における対策や支援の仕組みづくりを再検討しており、令和5年度から、北海道の派遣事業を活用したパートナーティーチャー（PT）の導入やスクールソーシャルワーカー（SSW）及びスクールカウンセラー（SC）の配備により児童生徒ばかりでなく、ご家庭をも含めた相談体制の充実を図ることができないか、具体的な調整に入っているところであります。

2点目の「留萌管内で先立つ教育支援センター設置による支援の充実」については、現段階において教育支援センター設置予定はありませんが、現在、児童生徒一人ひとり及び初山別村の実情に合った取組みを基本として、学びをつなぐ学校づくりの一つとして、一昨年よりICTを活用したりリモート授業体制の構築も進めており、今後の状況や必要性を鑑み、更に学習体制の充実に向けた対応を検討していきたいと考えます。

教育委員会としましては、『誰一人取り残されない児童生徒の将来を見据えた学校づくりについて』初山別村教育の主役である「子どもたちが通う学校づくりの基本」を再認識しながら、一人ひとりの児童生徒に適合した対策や支援を実施し、引き続き各種支援体制の整備を進め、学校教育の充実に繋げていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

現在、中学校では生徒数19名ということであります。関わっている先生方は10名です。その中で主要5教科の担任はおりますが、音楽・技術そういった方向の教科については、先生が足りない状況であります。中でも一人の先生が、午前中はリモートを行い、午後からは技術・音楽・体育・保健を受け持っている先生もおられます。このような中で、他の先生方も授業の準備をしたり、また違う仕事など、子ども達の予習、課題の添削、報告書など含めブラック企業そのものであります。そのような中で、子どもが学校に行けないことが続きますと、どうしても担任の先生一人では、対処できないような状況が続いていくと思われれます。子どもも、学校からリモートの授業をしたり、プリントが配られてやったりしても、本人が誰も付かない状態で、じゃそれ

をやれるのかというと、一人でやるといのはやはりそれは無理なんですよ。それで私は、地域で官と民が一緒になって、子どもを良い方向に導けるような仕組みをいち早く作ってみてはどうかと考えましたが、教育長はその点については、どうお考えですか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

ただ今ご質問いただいた件、多少1回目の答弁と重複することもあるかもしれませんがお答えしたいと思います。

今申し上げられたように、先だってそういった環境作りをして、センター等検討しないのかなということでの、再度の質問だと受け止めています。

教育委員会といたしましては、まず少人数の学校における、特性を生かすというのも一つの手段でありまして、子ども達がそのような状況にいたる前に、前段の対策としての取り組み、これについて学校と協議しながら充実を進めているところでもあります。とかく中学校においては、議員がおっしゃられるように、一部では、ブラック企業等と言われる部分も全国的には出ているところもあると思うのですけれども、本村におきましては、学校自体チームとして、一人一人の子どもに取り組む体制となり、決して一人の教員が責任を持って、その一人にということではなく、一人の子どもに対して、数名の先生方がチームとして、対応していくという体制が構築されているところでございます。それらをふまえて、現段階におきましては、管内で率先した中で、支援センターを設置して、準備をしていくということになりますと、基準等考えると設置にあたっては、かなりの投資が必要になるかと思えます。あつてはならないことですので、そのような事態になる前の対策、これが重要と考えておりますので、今後もそれらの対応について、事前の早期発見、早期の対応を今後も進めていきたいと思っておりますので、チームで取り組む体制づくり、またはそれに向けての教育委員会、学校、地域との繋がり、これらを大切にする中で、対策を充実し、学校づくりを築いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

2 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2 番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

北海道の支援センターを設置している状況を見ますと、ほとんどが教育委員会の中に設置されているのが多いです。なので村の教育委員会の中にも、こういった機関があると、子どもだけでなく、保護者が相談しに来ることも可能になります。保護者を支援するということは、子どもを支援するということにもなります。そして、不登校の生徒が将来の選択肢の幅を広げるために、どうしても最終的に問題になってくるのは学習の遅れだそうです。それは全国的にも、村でも同じ事だと思います。そういった将来、自分の目指すものがあった時に、そちらの方にしっかりと向かっていけるように、学習の遅れをしっかりと助けてあげられるような、そんな体制を作っておくべきではないかと思います。それについてはどうですか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

ただ今、学習の遅れを心配されているということでの、ご質問と受け止めましてお答えさせていただきます。先達、教育委員の学校訪問等も実施致しましたところでありまして、そのような状況はどうかということでも、教育現場を確認いたしましたところであります。実際のリモート授業が、どういうイメージなのかと私も懸念していたところでしたが、具体的にはカメラを黒板の前に置いて、双方で本当に生徒がその教室にいるような雰囲気、授業を展開している状況でした。まだまだ改善すべきところはあるんでしょうけれども、現段階において、教育委員会の学校訪問を終えた時点では、現在の環境の中で授業に遅れることなく、対応できているなという状況を顧みたとところであります。このような状況をふまえた中で、やはり不登校をうまない為にはどうしたらいいのか、今後出ないとは限りません。そういった中で、今後どうしたらいいのかというのもテーマに考えているところでもあります。とにかく、五つの対策ということで、不登校を生まない為に、どうしたらいいのかということで、いろいろな書物、文献等にも搭載されているところであります。一つ目は、子どもを全人的に成長させること。これが最大の不登校対策ではないか。二つ目は、アセスメントを定期的に行うこと。三つ目は、学期の終わりと長期休業中の関わりを大切にすること。四つ目には、長期休み明けの関わりを大切にすること。そして五つ目には、チームで関わること。決して子どもを一人にしない、あなたを、私達は常に見守っているんだ、その姿勢が不登校児童、生徒を生まない、環境づくりと考えています。それを踏まえまし

て、今後も、事前の対策、これを構築する中での対応を積極的に考えていきたいと思っています。

2 番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2 番三谷博子君。

2 番 三谷博子 君

所属学校への復帰に向けた取り組みの他に、学校復帰にとらわれずに、不登校児童生徒の将来を見据えた社会的自立のため、多様な価値観を生むため、児童生徒の目標の幅を広げるような、支援の実施が必要であるというふうに、不登校に対する調査研究協力者会議の報告等に記載しています。いじめ、不登校の原因については、いろいろありますので、ケースバイケースになっていくかと思いますが、もしそういった不登校、学校に行けなくなった子どもが家に閉じこもることなく、そして学習の遅れもなく、どこかに居場所を作って、通えて、その中で常に学習をしたり、人との関わりをもったりすることが、子どもを将来的に自立に向けたよい関係になっていくのかと思われます。教育委員会の中にそういった場所があれば、そしてまたその中で、そういったことに関われる職員がいて、その人達が中心になって、民間の支援も一緒に受けながら、お手伝いを受けながらそういった場所を作っておくことが、これからの時代、不登校の児童がいようと、いまいとこれからに向けて準備しておくことが必要と思われますが、その点はどうでしょうか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

議員のおっしゃる通りだと思います。

そういった中で、本村で設置しております特別支援教育連携協議会、こちら年二回は定期的で開催することになっております。その他に随時、担当者、または私は直接学校長ともお話し合いする中で情報収集し、対応をしてきてるところでもあります。そのような環境も含めて、現在できる前段の予防策ということで特別支援対策連絡協議会の方も、この機能をさらに充実させる中で子ども達一人一人に向けたきめ細かい対応、理解を深める中での子ども達の成長、そして将来に繋がる子ども達の社会への参加、これらを十分に発揮できるような体制づくりを考えていきたいと思っております。たしかに、教育委員会の職員というお話しをされると、一長一短あるか

もしれませんが、限られる人材の中で、協議を深める中で、様々な人からのご意見、または専門家のご意見等伺う中で、本村ならではの、そのような支援体制を作っていきたいと考えております。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

私は、協議会を設置してあるけども目には見えない、でも協議会があります。そうじゃなくて、誰の目にでも、ここに何でも相談できる場所があって、いつでも来てもいいんだよという、そういう場所を、教育委員会の中に作ってみてはどうか、ということをお尋ねしているんですが、その点はどうですか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長 宇野要君。

教育長 宇野要 君

今のご質問での答弁について、もしかしたらお話しがずれていたのかもしれないと思います。

常にオープンにする中で、教育委員会の方では保護者の方にも不安要素がある際、ご相談、一報いただければということで、言っているところですけども、現実的にはまず学校の方へ連絡が入りまして、そののち私の方に校長の方から連絡が入る、そののち担当、次長以下職員いますけれども、その中で基礎的な内容を深め、それをもって協議会にかける案件、または具体的な対応にあたる担当レベルでの協議という判断で、対応しているわけであります。

この件につきましては、シビアな部分もありまして、個人が特定されることがないように、他の村民の方、子育てが終わった方々などにまで、広めるという対応はしていないところであります。それぞれ現在いるお子様の保護者の方々に向けての情報発信をして、学校とタイアップする中での対応を進めてきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2 番 三谷博子君。

2 番 三谷博子 君

これは非常にデリケートな問題だということはわかっています。接し方一つでは命に関わることもあるかと思います。きちっとした対応が必要だということもわかっています。それにしてもこのように不登校、学校になんらかの事情で行けなくなった子ども達が増えているということ自体に危機感を覚えるまでは、やはり今のうちからきちっとした対策、そして受け入れ場所を作っておくべきではないかと思います。

子どもは村の宝です。そしてこの村では子どもが減少しています。そして人口も当然少なくなっています。そんな中で私達はどうやって少しでも人口を増やしていけば良いかと模索しているところであります。子ども達をしっかりと育てていく村であるというところをアピールしながら、元気な子どもと一緒に、そして子ども達にしっかりとした教育を行い、次の時代を担っていただく、そういった観点から、少ない子ども達の為であれ、全員が一致協力しながら、一緒に学べる体制、そして一緒に考えてあげられる体制を作っておくべきではないかと思います。それについてはどうでしょうか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

重複して申し訳ないのですけれども、これからの対応の仕方ということで、小さな、はっきり言いますと人数的に60名の子ども達、私も一人一人の顔を見ると、この家庭今こういう状況なんだろうなとか、その辺まで理解しながら、疑問な点があればご相談いただければと、会った際には、目を見て何かあるのかと思い、声かけを行っています。職員の方でも、たくさんの子どもと接することで、家庭の環境も含めて、どういう大人の方がいて、どういうお子さんがいるのかというの理解されてくると思っていますので、教育委員会といたしましても、私も執行方針の中で、お話しした際には事務局の中でも、自ら行動し自らいろんなことにチャレンジする、そういう意気込みを持って関わりたいと、徹底している次第です。それが実を結ぶまでには多少、山、谷あるかと思いますが、職員を育成する中で、子ども達に十分タイアップできるそういう人材も育成している最中でもあります。今後とも議員からご指摘いただいている面含めて、再度、特別支援教育のありかたも含めてなんですけれども、不登校児童を生まない、そういう学校、

環境づくり、これらに向けて、再度検討する中で充実させていきたいと思っていますので、今回ご質問いただいた件を含めて、しっかりと子ども達の環境作りに向けて関わっていききたいと思います。よろしくお願い致します。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番 三谷博子君。

2番 三谷博子 君

道をつけておくのはとても大事な事かと思います。子ども達にしっかりと学ぶ機会を保障し、そしてまた将来に向けての、自分の希望を叶えるために、周りが支援するということは、とても大事な事だかと思うので、これからの取り組みよろしくお願い致します。

また、聞いた話によりますと、現校長がスクールカウンセラー、それからソーシャルワーカーを取り入れたいという方向に向けて、動いていらっしゃることもお聞きしました。そういった良い取り組みを、教育委員会の方でもしっかりと支援していただき、良い形を作っていただければと思っています。

それでは、一般質問をこれで終わりますが、よろしくお願い致します。

議長 木村健一 君

次に3番齊藤勝博君。

3番 齊藤勝博 君

次期の統一地方選挙への宮本村長の再出馬について質問致します。

平成3年から4期16年続いた阿部村政の後継を担い、平成19年4月の初当選から、現在4期16年目となります宮本村長の任期も、残すところ4ヶ月余りとなりました。

地方自治体を取り巻く環境が目まぐるしく変化してきた時代の、難しい舵取り役を担われてこられました、宮本村長におかれましては敬意を表する所でございますが、同時に、統一地方選挙を来春に控えました、宮本村長の進退におかれましては、多くの村民の皆さんも注視しているところであると思います。

引き続き村政を担うべく5期目を目指し、次期村長選挙に再出馬される考えがあるかを伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

齊藤議員のご質問にお答えします。

今年も残す所、あと半月程となりましたが、本年度は私の４期目の任期最後の年度であり、歳月の流れの早さを改めて感じている所であります。この１５年８ヶ月余りの間、「村の発展と村民の皆さんの幸せ」を願い、村政推進の柱であります、「第８期初山別村総合振興計画」を基軸とし、求められる様々な課題に対し全力で取り組み、村政運営を進めて参りました。

国や地方の経済情勢はコロナ感染症への対応等もあり、極めて厳しい状況が続いておりますが、社会背景を的確に捉え、「住民の皆さんの視点を大切にし」、健全財政を維持しながら、施策の推進に邁進してきた所であります。

今日までの間、議会議員の皆様を始め、村民の皆様から、深いご理解とご支援を賜り、又、関係機関や関係団体等の多くの皆様のご指導とご助言を頂きましたこと、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

施策の推進に際しましては、事務・事業の効率性や優先順位を考慮しつつ、常に財政に及ぼす影響を的確に把握し、その時々突発的に発生する、様々な懸案事項にもしっかりと対応できる財政余力を保ちながら、基幹産業である農林漁業の振興策を始め、求められる社会資本の整備促進や、住民福祉の向上、教育の振興充実などに、努めてきた所であります。

国や地方を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、コロナに伴う暮らしの変化や、世界のグローバル化の影にある経済活動への負の連鎖など、一層厳しさを増すことが予想されます。世界経済が混沌とする中での、「食料の安全保障」や「地球温暖化対策」、「新たなエネルギー問題」、「担い手や労働者の確保対策」、「高齢化の進展に適応した福祉政策の充実」、「若者が定住し、安心して子どもを産み・育てることのできる環境づくり」、「教育の振興充実」など、極めて重要な課題が山積しております。

豊かさの本質が見直される時代における、農山漁村の価値を再考しつつ、地域のあらゆる資源を有効に活用し、未来を見据えた確かな道筋を描き、人と人との係わりを大切にしながらも、デジタルを効果的に活用した、持続可能なふるさとづくりを進めていかなければなりません。

過般開催されました、私の後援会役員会におきまして、再度の出馬を要請され、又、今後の村政運営について自らの考え方を示し、深いご理解と激励を頂いた所であります。地方自治体を取り巻く環境は、時代の大きな転換点にあり、かつてない難題・課題を抱えておりますが、４期１

6年間積み重ねた貴重な経験を生かし、初心を忘れることなく、「村民の皆さんがふる里に誇りを持ち、安心して暮らすことのできるふるさとづくり」、「次の時代を担う若い人達が夢と希望を持てる元気な村づくり」に向けて、来期もその先頭に立ち、村政運営に全霊を尽くすべく、再度の立候補の決意を致した所であります。

議員の皆様の深いご理解と、なお一層のご指導を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

3番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 齊藤勝博君。

3番 齊藤勝博 君

ただ今、村長より次期村長選挙に再出馬するとの答弁がございました。

宮本村政が4期16年間の公約に掲げた部分を総括した達成感はどうかと、村長に答弁していただいた内容と重複する部分はありますが、今一度お聞かせ下さい。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

この4期16年の間、力強い基幹産業である産業の振興、福祉の向上と暮らしの安心・安全、教育の振興充実、そして村民の皆さんみんなでの協働の村づくりを大きな柱として掲げてまいりました。日本の国は今、人口減少時代に入っている中でも、人口減少を食い止めるということはそう容易なことではありませんが、少しでもその減少の幅を抑える、あるいは人口減少時代にあっても少しでも住民の皆さんが便利になったね、なんとかこの村でやっていこうかと思える形を目標にしてやってまいりました。

特に4期目の4年間の中では、産業振興に係る担い手対策に起点を置いてまいりました。農業の担い手、漁業の担い手、これからも基幹産業を農林漁業とする本村が、未来永劫続いていくためには、地域産業の担い手こそその確保が極めて重要と考え、議員の皆さんのご理解をいただきながら様々な施策、特にソフト事業を展開してきたところであります。また、高度情報化時代もあって高度情報基盤の整備を入れることができました。加えて、また住民の皆さんの足を確保する

ため、しょさまる号もなんとか運行するところまでできましたし、合わせて長年実施することができなかった子ども達の給食、スクールランチを始めることができたのが、私にとっても大きな喜びでありました。

今後においては、今農業の上においては食糧自給率の向上や、飼肥料の高騰あるいはまた、新たな生産基盤のあり方など極めて重要な課題を抱えておりますし、住民の皆さんが少しでも安心して暮らせるよう、その為の各施策、あるいはまた、若い人たちがこれからも本村に少しでも定住して暮らしていただけるよう、子育て支援や教育の充実にも、さらに魅力をつけていければと考えております。厳しい時代、難しい時代になりますけれども住民の皆さんの負託に応えて、地域の元気が日本の元気に繋がるよう、志を持って村づくりに励む所存でありますので、どうかご理解をいただきたく、お願いを申し上げます。

3 番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

3 番 齊藤勝博君。

3 番 齊藤勝博 君

村長、答弁ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議長 木村健一 君

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 5 3 分 再開 午後 2 時 1 0 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 報 告 第 4 号

議長 木村健一 君

日程第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定について〕を議題とします。

説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

報告第6号 専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年12月13日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明がおわりました。

本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第4号 専決処分の報告については、以上で報告済みとします。

日程第7 議案第51号

議長 木村健一 君

日程第7 議案第51号 令和4年度初山別村功労者表彰についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第51号 令和4年度初山別村功労者表彰について

初山別村表彰条例第3条の規定により、別紙のとおり表彰するものとする。

令和4年12月13日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 5 1 号 令和 4 年度初山別村功労者表彰については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議 案 第 5 2 号

議長 木村健一 君

日程第 8 議案第 5 2 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第 5 2 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年引き上げに伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第５２号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９ 議 案 第 ５ ３ 号

議長 木村健一 君

日程第９ 議案第５３号 職員の分限に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第５３号 職員の分限に関する条例の全部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する条例の全部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和４年１２月１３日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年引き上げに伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（質疑なし）

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第５３号 職員の分限に関する条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議 案 第 5 4 号

議長 木村健一 君

日程第 10 議案第 54 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第 54 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係樹齢の整備に関する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 13 日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年引き上げに伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 54 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議 案 第 5 5 号

議長 木村健一 君

日程第 1 1 議案第 5 5 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第 5 5 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

職員の高齢者部分休業に関する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年引き上げに伴い、高齢者部分休業について、新たに条例を制定しようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 5 5 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議 案 第 5 6 号

議長 木村健一 君

日程第 1 2 議案第 5 6 号 職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第 5 6 号 職員の降給に関する条例の制定について

職員の降給に関する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 3 日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年引き上げに伴い、職員の降給について、新たに条例を制定しようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 5 6 号 職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 7 分 再開 午後 3 時 3 0 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 3 議 案 第 5 7 号

議長 木村健一 君

日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和 4 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第 5 7 号 令和 4 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 8 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

これより歳出の質疑を行います。1 6 ページからです。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

3 6 ページ 4 目 農林水産物直売所運営費

農林水産物直売所北極星ですけども、過日指定運営者募集の公募がされましたが、その後どうなっているか教えて下さい。

経済課長 寺崎廣輝 君

議長。

議長 木村健一 君

寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議員ご存じのとおり、北極星については今まで風連別学園が指定管理者として委託しておりました。今年度限りで指定管理者をおりるということで、過日村広報において意向調査を実施させていただきました。その意向調査については、1件の意向希望がありまして、今そこに指定管理者としてできるかどうか検討し、進めている状況であります。

議長 木村健一 君

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

6ページ 1目 総務費国庫補助金 1節 総務費国庫補助金

デジタル基盤改革支援国庫補助金ですが、この配分の算定基準はどのようなになっていますか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

これにつきましては、留萌市を除く管内7町村の電算協議会の方で行っているシステム導入業務それから各町村でネットワークが、役場庁舎それぞれ形が違うものですからそこそこで係る費用が変わってくる、電算のシステム町村によって変わってきますので、それに対しては2分の1の助成がある、管内のシステムの導入の部分は全額補助であるよと、2段階の方式となっておりまして、共通のシステム導入は各町村で同じのものを使いますので均等で補助金が入りますが、施設整備、ネットワークの整備については、各町村ごとに違いますので、そこそこ費用が変わってございます。ただしそれについては、2分の1の補助ということになります。

7 番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

7 番鎌田健治君。

7 番 鎌田健治 君

5 ページ 2 目 衛生費国庫負担金

コロナについてですけれども、今現在ワクチン接種している最中と思いますが、全体的に接種しているという範囲の中で、何パーセントくらいの方が接種しているのか、全員が対象となっている方やっているのか、わかる範囲で良いので。

住民課長 小川志鏡 君

議長。

議長 木村健一 君

小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

コロナの予防接種についてのご質問ですが、希望されている方については全員打っている状況です。ただオミクロン株の4回目ですとか、接種日当日都合が悪くて打てなかった、体調が悪くて来れなかった方もおりますので、4回目まで終了されている方は871人おります。これ以外希望していない方もおりますし、ワクチン接種1回目、2回目はしたが副反応がひどく打てませんという方もおりますので、それらを除く希望者へはほぼ100パーセント打っている状況です。

議長 木村健一 君

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

歳入の質疑がないようですので、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 5 7 号 令和 4 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 8 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議 案 第 5 8 号

議長 木村健一 君

日程第 1 4 議案第 5 8 号 令和 4 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第 5 8 号 令和 4 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

（質疑なし）

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 5 8 号 令和 4 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議 案 第 5 9 号

議長 木村健一 君

日程第 1 5 議案第 5 9 号 令和 4 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第 5 9 号 令和 4 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

（質疑なし）

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 5 9 号 令和 4 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議 案 第 6 0 号

議長 木村健一 君

日程第 1 6 議案第 6 0 号 令和 4 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長 小川志鏡 君

議案第60号 令和4年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第60号 令和4年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第61号

議長 木村健一 君

日程第17 議案第61号 令和4年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第61号 令和4年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第61号 令和4年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第62号

議長 木村健一 君

日程第18 議案第62号 令和4年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第62号 令和4年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第62号 令和4年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議事運営上12月14日に審議を予定されております4件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、4件の案件を追加し議題とすることに決定しました。

追加日程表配布のため暫時休憩します。

(休憩 午後 4時33分 再開 午後 4時34分)

議長 木村健一 君

再開します。

追加日程第1 報 告 第 2 号

議長 木村健一 君

追加日程第1 報告第2号 令和4年度学校定期監査の結果報告についてを議題とします。

お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対し、この写しを送付済みでありますので朗読を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め朗読を省略します。

なお報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第2号 令和4年度学校定期監査の結果報告については報告済みとします。

追加日程第2 発議第5号

議長 木村健一 君

追加日程第2 発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって発議第5号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

追加日程第3

議長 木村健一 君

追加日程第3 初山別村議会総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告についてですが、常任委員長より議長あて諸般の報告の綴り込みにあるとおり、閉会中の所管事務調査の報告が2件ありました。

常任委員長より補足説明があれば発言を許します。

総務経済常任委員長 高場志津子 君

ありません。

議長 木村健一 君

補足説明がありませんので、以上で報告済みといたします。

追加日程第4

議長 木村健一 君

追加日程第４ 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第７４条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第６条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和４年第４回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和４年１２月１３日 午後 ４時３７分)